

議会改革検討委員会記録

1 開会、閉会について

平成28年5月17日午後2時20分、各派交渉会室において開会し、午後4時23分閉会した。

2 出席委員氏名

沖山 仁 君	加納 進 君	高柳 東彦 君
はら つとむ 君	西村 孝幸 君	とも 宣子 君
中沢 えみり 君	加藤 拓 君	堀 よしあき 君
大瀬 康介 君	井上 ノエミ 君	渋谷 ちしゅう 君
佐藤 篤 君		

3 オブザーバー

議長	副議長
樋口 敏郎 君	福田 はるみ 君

4 報告事項

(1) 各派交渉会での協議結果について

5月17日に開会された各派交渉会において、「第5回議会改革検討委員会における検討結果」が報告・協議されたので、事務局長から説明があった。

5 協議事項

(1) 具体的施策「早期に結論を出すもの」について【意見開陳】

ア 常任委員会の映像配信について

手元に配布した資料について説明した後、前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳して協議した結果、必要な予算措置を講じたうえで、可能な限り早く対応することと決定した。

イ 議会映像配信について

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳して協議した結果、現時点でユーストリームを活用する必要はないが、今後、出先施設等で議会活動を行った場合に映像配信については、引き続き調査・研究することと決定した。

ウ 委員会における一般傍聴席について

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳して協議した結果、一般傍聴席の範

囲を拡大し、音響対策としては磁気ループシステムを活用することと決定した。

エ 「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正について
前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳し協議した結果、「墨田区附属機関の
構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」も参考とし、議会単独の条例を制定すること
と決定した。

オ タブレット端末の配布（ペーパーレス化）について

手元に配布した資料について説明した後、前回の協議結果に基づき、各会派から意見を
開陳して協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

（2）具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」について【意見開陳】

ア 区議会ホームページの充実

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳し協議した結果、区議会ホームペー
ジは適宜改善することとし、その内容については墨田区議会広報委員会で引き続き検
討していくことと決定した。

イ 議会報告会の実施

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳し協議した結果、今後、議会基本条
例の制定に向けて特別委員会を設置し議論をしていく中で併せて検討していくことと決
定した。

ウ 議会モニター制度

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳し協議した結果、今後、議会基本条
例の制定に向けて特別委員会を設置し議論していく中で併せて検討していくことと決定
した。

（3）具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」について【5月検討事項】

ア 議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化

手元に配布した資料について説明し、協議した結果、次回、引き続き協議願うことと
した。

イ 議会図書室のあり方

協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

（4）次回の協議事項について

本日協議した具体的施策のうち、「タブレット端末の配布（ペーパーレス化）」、「議
会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化」及び「議会図書室のあ
り方」について、引き続き、協議することとした。

また、今後の検討スケジュールの自民党案に示されている「6月」の内容に従い、「効
果的で効率的な議会運営」及び「その他の課題」について、論点整理を中心に協議するこ
ととした。

（5）次回の開会日時について

次回は、6月10日（金）午後1時30分から開会することとした。

会議の概要は、次のとおりである。

午後2時20分開会

座長（沖山 仁君）

ただいまから第6回議会改革検討委員会を開会いたします。

初めに、報告事項を申し上げます。

前回の本委員会で結論が出ました検討項目の体系図及び今後の検討スケジュールについて、本日開会された各派交渉会で報告、協議されましたので、その内容について事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

本日10時からの各派交渉会におきまして、前回4月20日に開会されました第5回議会改革検討委員会で結論が出されたものについて、当日の資料により私から報告させていただきました。

検討項目の体系図と今後の検討スケジュールについてでございます。いずれも協議をした結果、合意が得られたことを報告したものでございます。

以上、ご説明をいたしましたところ、特にご質疑、ご意見はなく、了承されたものでございます。

以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明につきまして何かご意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの説明のとおり、ご承知おき願います。

以上で報告事項を終わります。

座長（沖山 仁君）

続いて協議事項に入ります。

初めに、具体的施策のうち、早期に結論を出すものにつきましてご協議いただきます。

本件は、前回協議した結果、常任委員会の映像配信、議会映像配信、委員会における一般傍聴席のあり方、墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の改正、タブレット端末の配布（ペーパーレス化）について、各会派に持ち帰り、改めてご協議願うこととしておりましたので、各会派から意見を聴取いたします。

それでは、各施策について順次協議いたします。

まず、常任委員会の映像配信について、お手元に資料を配布しておりますので、その内容について事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

それでは、最初に本件につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

常任委員会の映像配信についてでございます。

1番、追加経費についてであります。常任委員会が開会される第1委員会室について、現状の機器を活用して映像配信する場合の経費を見積もりました。その結果、配線工事込みの映像配信経費として約30万円が必要とされました。

なお、2番、予算措置でございますが、この経費については今年度当初予算に未計上であるため、実施する場合は別途予算措置が必要となります。

以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明を踏まえて、順次、各会派の意見を開陳いたします。

委員（加藤 拓君）

我々自民党会派といたしましては、常任委員会の映像配信については、特別委員会を開いている第2委員会室に機器がそろっており、現状でも配信できるので、常任委員会も第2委員会室を使用するようにして、レイアウトの変更とかは必要かと思うんですけれども、できるのであれば第2回定例会から映像配信を行ったほうがいいのではないかとということでまとめました。

ですので、第1委員会室には工事とかも今のところは必要ないのではないかと、第2委員会室でやりましょうということでもまとめました。

当然、来年度以降、委員会室のシステムの改修があるということですので、それが終わりましたら、どちらでもいいように使ったらいいんじゃないかということです。

委員（とも宣子君）

公明党会派といたしましても、早急に30万円の経費をあえてかけて改修する必要はないの

ではないか。今は第1委員会室と第2委員会室と、特に同時並行で委員会を行っているわけではないので、第2委員会室を使用することで対応して、早期に実施することでいいと思います。

委員（高柳東彦君）

全く同じです。

委員（西村孝幸君）

同じように、お金をかけずに第2委員会室でやった方が良くと思います。

委員（堀よしあき君）

第2委員会室を使うべきだと思うのですが、先日事務局の方に聞いたら、第2委員会室を使用する場合でも、ホームページの項目にボタンを追加しなくてはいけないということで、そこでまた予算がかかるという話を聞いたのですが、そののところが少し知りたいんですけども。今、ホームページのライブ中継を視聴するところに常任委員会という項目がないですね。システム的には、それでお金がかかってしまうということを聞いたんですけども。本当に、ゼロ予算でできるものなのかというところを確認させてください。

区議会事務局長（浜田将彰君）

第1委員会室の費用は今申し上げました約30万円でございます。第2委員会室でやる場合でも、映像配信をご覧いただくために、そのページにボタン、データを作成しなければならぬということで、同じぐらいの約30万円がかかるだろうと言われております。

委員（堀よしあき君）

とすると、私は来年の第4回定例会までに配線工事は完了すると聞いたので、30万円かけるのであればそこまで待ってもいいのかなと思いますが。

委員（高柳東彦君）

配線工事というのは、例えばカメラ本体を取り替える場合にもまた使えるのか。普通に考えると取り替える。カメラはとりあえず使って、配線だけ替えるわけでしょう。将来的にカメラをもっとグレードアップしようと取り替えた場合に、その配線は生きるのか。

区議会事務局次長（岐部靖文君）

恐らく生きると思います。

副座長（加納 進君）

30万円といえども、来年度大規模な改修を控えているのに、今年度新たに30万円の経費をかけるのはいかなものかということから、第2委員会室での既存システムを使えばいいんじゃないかという結論に達したんです。ですから、それがまた30万円ぐらいかかるとなると、振出しに戻る。

委員（佐藤 篤君）

それは新しい情報ですね。

委員（堀よしあき君）

配線が生かせるものであれば30万円をかけてもいいと思うんですけども。

区議会事務局長（浜田将彰君）

それでは、改めて第2委員会室で常任委員会の映像配信をする場合の経費をもう一度試算させていただきます。

副座長（加納 進君）

録画中継を編集しなくてはいけないからとかということではないのですか。

委員（加藤 拓君）

ライブで中継するのであれば、例えば予算特別委員会、決算特別委員会の映像配信を始めたときは特に予算計上していたわけではないような気がするんですけども、それと同じですか。

区議会事務局次長（岐部靖文君）

今は本会議の映像配信業務にかかる経費と合わせて、予算・決算特別委員会の分を配信業務委託料として毎月業者に払っています。

委員（渋田ちしゅう君）

私は常任委員会を映像配信することを言い出した委員ですから、第2委員会室で配信はすぐにやったほうがいいと思いますが、今の議論を聞いていて、最終的には先々をトータル的に考えて、例えば第2委員会室ですぐ2定から配信しても、後からまた経費がかかりますとなって、結果として同じような工事をまたやらなければならないということになれば、これは結局コストがかかったということになりかねないと思います。ここは改めて局長にお願いしたいのですが、第1委員会室も最終的には映像配信できるようにする、それから今アナログ体制で設備等を新しくしなければいけない可能性があるのならそれも含めて、トータル的に財政的な負担のシミュレーションを出していただきたいと思います。配信は賛成です。だからトータル的に一番安くなる、同じような工事をまたやらなければならないことはよくないと思うので、それについて総合的に出していただきたいと思います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

経費でございますが、第2委員会室をそのまま使った場合でも、運用経費はかかります。その一方で、配線工事についてはほとんど経費がかからないと言われておりますので、やはり30万円がかかると、私どもは考えております。

委員（高柳東彦君）

運用経費だから、第1委員会室でやったとしてもかかるわけでしょう。

区議会事務局長（浜田将彰君）

両方同じ額ということでご理解いただきたいと思います。

委員（高柳東彦君）

それはやむを得ない経費ですね。

委員（大瀬康介君）

私は、やはり開かれた区議会をつくるという以上、一刻も早く配信すべきだと思います。まとめて工事をするといっても、やはりこういったものというのはどんどんシステムが変わってきていますので、とりあえず入れてみて実際どうなのか、その設備を生かしながら次のリニューアルを図れば決して無駄にはならないと考えています。

委員（井上ノエミ君）

常任委員会の映像配信は、開かれた議会をつくるために大変大事です。なるべく早く実施すべきです。なるべく安い方法を利用すべきですので、ユーストリームがいいと思います。最も大事なものは音声です。せっかく見ても何を議論しているのか分からないのでは困ります。そこが最も音声については質を担保すべきだと思います。画像については、予算を節約するために、多少質が悪くても区民は理解してくれると思います。

委員（加藤 拓君）

確認ですが、30万円程度必要というのは、第1委員会室でやっても第2委員会室でやっても、配線工事ではなくて、例えば4カ月分業者が映像配信の業務をするので、その分の経費が必要になりますということですね。

区議会事務局長（浜田将彰君）

内訳を申し上げますと、中継経費として、いわゆるシステム使用料が約25万円かかると言われております。その他で、録画のデータ作成料と聞いております。

委員（佐藤 篤君）

それはどの期間当たり30万円ですか。一月ですか、1年ですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

今申し上げましたのは1年間です。

委員（佐藤 篤君）

1年30万円ということですね。

委員（加藤 拓君）

1定例会当たり7万円強、8万円弱程度で実現できるのであれば、まずは先行的に始めてもよいのではないかと思います。

委員（西村孝幸君）

確認ですが、少額にしても経費はかかるわけで、その予算は措置されていないわけですね。そこについて、早く始めるに当たって、予算措置は可能かどうかによって決まってくると思うんですけれども、そのあたりはいかがですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

まだ新年度始まったばかりで予算の余裕はございませんので、流転用というのは今のところ

る難しいです。ただその辺は精査させていただきます。もし予算が難しければ補正予算を組むということで、執行機関、区長部局と調整することになると思います。

委員（大瀬康介君）

システム使用料が25万円ということですが、具体的にどういう費用なのか。たまたま私の友達が国会の中継を仕事で受けているので、どういうシステムなのか勉強のために聞きたいんですけども。どういうシステムなんですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

業者のシステムを使用することになりますので、それが一月幾らと決まっております、それが1年で今申し上げた額になります。

委員（大瀬康介君）

漠然とではなくて、例えば配信のためのシステムなのか、映像のスイッチングのためのシステムなのか、その辺を伺いたい。

区議会事務局次長（岐部靖文君）

基本的には録画中継用として業者が外に持っているサーバーを使っていますので、配信する委員会が増えれば、それだけ容量が大きくなりますから、その分の月額使用料が増えていくことになると思います。

委員（大瀬康介君）

何かそれ高いような気がします。大体分かりました。

委員（高柳東彦君）

いずれにしてもかかる費用なので、予算の工面ができるのであれば、第1委員会室で始めるということでもいいんじゃないですか。

委員（渋谷ちしゅう君）

予算措置をするということですね。

座長（沖山 仁君）

ここは決定機関ではないので、意見をまとめて議長に報告しなくてはなりません。

委員（渋谷ちしゅう君）

要望するということですね。

座長（沖山 仁君）

各派交渉会で決まれば、まずは予算流用・転用の措置でできるかどうか。

委員（西村孝幸君）

基本的に皆さんのご意見だとできるだけ早く、早ければ第2回定例会からやりたいということですが、予算措置の問題があるということで、予算措置等を議会費で精査した中で、可能であればその中でできるでしょうし、逆に言うと予算措置を求めるとすれば、2定で求めるわけですから、3定からになるということだと思います。

あとは事務局の実務的なところで、お金が幾らかかって、幾ら出せるかというところで、やれるのであれば早くやりましょうということによろしいのではないのでしょうか。

座長（沖山 仁君）

そのようにまとめさせていただいて、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議いただきました内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきます。

なお、報告書の案文については、座長に一任願います。

座長（沖山 仁君）

次に、議会の映像配信について、各会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

これは本会議の映像中継という理解でよろしいですね。

区議会事務局長（浜田将彰君）

前期においては、特に本会議、委員会という区分はありませんでした。現在は、本会議も委員会も映像配信を行っておりますので、現在のシステムに加えて、ユーストリームの活用ということになります。

委員（加藤 拓君）

常任委員会が先ほどの中継ができるようになるのであれば、現在の配信はそのままやっていただくのがよろしいかと思えます。

ただ、安価であったり、汎用的なシステムでできるということについての研究は、続けていくべきではないかと思えます。

委員（堀よしゆき君）

ユーストリームやユーチューブの話だと思いますが、大田区はユーチューブを導入してまして、再生回数等を聞いてみると何十回とかその程度なので、実施するのはゼロ予算であればやぶさかではないと思うんですけども、ユーチューブなどは映像を改ざんできてしまうものですから、その辺は慎重に検討していく課題かと思っています。

副座長（加納 進君）

皆さんと同じ意見で、今も本会議、常任委員会の映像配信について、一定の方向性が出ましたから、改めてユーストリームを活用する必要は現時点ではないと思いますが、今後、議会改革の中で出前委員会など、出先でさまざまな区民との意見交換や議会報告会を検討されて実施されるとなると、その映像をどうするかという問題がありますので、活用する方法は継続して調査していくべきかと思えます。

ちなみに実施している台東区やほかの区の映像を見ると、音声と映像についてはもう遜色なく、比較的きれいかと思われまますので、区役所以外の場所で会議等を行う場合はユーストリームの活用を検討してもいいのではないかと思えます。

委員（井上ノエミ君）

ユーストリームの映像配信は、費用を第一に考えるとやったほうがいいと思います。ユーストリームは、ウェブカメラとパソコンがあれば映像配信できます。音声についてはよいマイクが必要です。それ以外は高価な機械を買う必要はありません。安く、多くの区民に見てもらうために実施したほうがいいと思います。

また、ユーチューブに画像をアップしておけば、いつでも映像を見ることができます。区役所や区の施設に来る区民がいつでも映像を見られるように、大型テレビを設置して、ユー

チューブから映像を流しておけば、区民にとっても議会がより身近に感じられると思います。
委員（大瀬康介君）

ユーチューブは、どうしても広告が入ってしまうので、広告の入らない媒体でやる必要があるかと思います。それはなぜかと言うと、例えば最初に映った方とかが広告で邪魔されてしまうおそれがある。そうするとやはり公平性とかが保てないのではないかということと、あるいはその広告がいい広告だといいいですけども、まずい広告が出てしまったりする可能性もあるので、その辺は配慮すべきかと思います。

委員（加藤 拓君）

皆様のご意見をお伺いして、ユーストリームなども使うべきだというご意見ありますけれども、おおむねの方向性としては、常任委員会の映像配信が始まるのであれば、現況はこのままで実施して検討は続ける。例えば別の場所で会議等を行う機会ができてきたら、それに対応、改革できるように、研究、検討は続けていくということで、まとめていただいてよろしいのではないのでしょうか。

座長（沖山 仁君）

加藤委員がお話ししたとおりということで理解していますが、その方向でまとめてよろしいのでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議いただいた内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきます。

次に、委員会における一般傍聴席のあり方について、順次各会派から意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

我々の会派としましては、今の一般傍聴席で、やはり奥の方は音声聞き取りづらいということが多く理解しております。今、マイクのスピーカー2台か3台で音を出していると思うんですけども、例えば台数を増やすとか、有線のスピーカーを設置するなどといったことで恐らく音響は改善できると思います。あと少し見にくいということであれば、技術的に可能であればモニターを設置することも考えてもいいのではないかという結論になりました。

委員（とも宣子君）

我が会派としては、前回事務局案として出された傍聴席の1列を前に持ってくるということが可能であれば、そういった形で対応をしていただければということでした。

今、自民党からもお話ありましたけれども、問題は声が聞こえる、映像を見たい方は見る、そういった要望があるのであれば、それに対して措置をするというのが必要で、そこがやはり大事なのではないかと思います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

議員傍聴席には総務課長、法務課長、職員課長の3課長が待機しております。これについて、総務部に確認をさせていただきました結果、総務部としては、この3課長に関しては、やはり委員会審査で答弁を行ったり、答弁調整をする必要があることから、是非委員会室の中で待機をさせていただきたいとのことでした。

ただし、議員傍聴席が縮小され、その結果議員の傍聴に支障が生じるおそれがある場合には、通常の理事者席にその3人を移動させるということも考えられるとの回答でございます。委員（高柳東彦君）

今の委員会のやり方、机、椅子の配置を基本に考えた場合に、レイアウトを大きく動かすということはなかなか難しいと思っています。ただ、やはり一番後ろで本当に端っこのほうに置かれているという現状で、映像も見づらい、音も聞きづらいというのはかなり不満として聞いているので、そこを幾らかでも改善できるような配置にできればいいのかと。それは全体で一致できるような中身で私どもは構わないです。

委員（西村孝幸君）

私たちとしては、基本的にコストをかけて大きくレイアウトを変更するということは考えていなくて、今やれる中でレイアウト変更等をしながら、より傍聴者の方が見やすい環境であったり、聞きやすい環境がつかれるというレベルの改善を図るとというのがよいのではないかとこのところ、皆さんで合意できる中でしたら、私たちもそれでいいと思っています。

委員（堀よしあき君）

我が会派も1列前にずらすというお話があったんですけども、それが議員の傍聴に支障を来さないのであれば、そうすべきだと思います。

それで臨機応変に、さっきお話があった総務課長、法務課長、職員課長も、人数があふれてしまうようだったら理事者席に座っていただくとか、少し工夫をすればいいのかと思っています。

委員（浜田ちしゅう君）

総務課長、法務課長、職員課長の答弁はあり得ると思います。特に法務課長は条例の整合性もあるので、私はちゃんと理事者席に座る席を考えて、きちっとお座りになる。傍聴席に答弁の可能性がある人が座るとするのは、基本的にあまり好ましいものではないと思います。それともう一つ、声が聞き取れないのはそうだと思いますので、まずはスピーカーを有線で引いて音声が出てくる。それが技術的に可能であれば、それはすぐできるんじゃないですか。それでやったらいいと思います。

委員（大瀬康介君）

私からは、やはり今一番後ろで見ているというのが非常によくないと思います。これはなぜかと言うと、区民のための政治をやっているわけです。私は昨日も区政報告会をやって、

かなり最近参加されるようになったのはなぜかと言うと「議員とこんなに近くで話せるというのは、本当にありがたいことだ」と言われまして、やはりどこに行ったら議員はすごい偉い人あるいは自分たちと遠い人と感じていたらしいんです。今の傍聴席だと、委員席との間に理事者が入ってしまって、ずっと端っこで見ている。それも音もほとんど聞こえない。そうではなくて、やはり理事者席をもっとずらして、もっと区民が近くに入ってもらえるような配置にすべきじゃないかと思います。そのほうが、区民の行政に対する臨場感というのがまた違ってくると思うんです。政治の関心がなくなってくるというのが、そういうところにもあるのかということをつくづく感じたので、やはり席の並び替えから考えていって、より発言者の席に近付けるような臨場感を持った席にすべきだと思います。

委員（井上ノエミ君）

私は一般の傍聴席については、今の議員傍聴席の右側半分を一般傍聴席にすればよいと思います。それでより近くから委員会が傍聴できると思います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

まず一つは、議員傍聴席を1列削って、その分一般傍聴席を前に出すということ是对応が可能であると思います。先ほどの3課長の移動の問題も含めて、もしこれが決定すれば調整させていただくこととなります。

それから、音声聞きづらいという問題についても、現在、委員の皆さんの前に置いてあるマイクスピーカーを増設するという事も考えられますし、あるいは本年度から磁気ループを設置させていただいておりますので、もし聞きづらいという方には磁気ループでの対応も可能かと思えます。

委員（高柳東彦君）

磁気ループの受信器は、何台ありますか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

委員会室には5台、5人分あります。本会議場にも5人分です。

座長（沖山 仁君）

今、浜田局長がお話ししたとおり、ほとんど対応が可能かと思えますので、その辺でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議いただきました内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきます。

なお、報告書の案文については、座長に一任願います。

座長（沖山 仁君）

次に、「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正について、お手元に資料を配布しておりますので、その内容について事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

別紙1をご覧ください。

まず、1番、旅費に関する規定でございますが、前回、23区の費用弁償の金額の資料を提出いたしました。その際、区によっては金額を明示しないで、職員の規定を準用している場合があります。そこで、本区における区長、副区長、部長、課長ごとの実際の金額をまとめました。国家公務員等の旅費に関する規定が準用されております。

表の区分の欄を横に見ていただきますと、日当、宿泊料、食卓料とあります。区分の欄を縦に見ていただきますと、四角で囲って区長、副区長、部長、課長と区分してあります。それぞれが交わった金額が支給されるということとなっております。

次に、2番、附属機関に関する規定等でございますが、附属機関に関する報酬の根拠規定をお示ししております。墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する規定の第2条において、勤務1回につき2万4,000円が上限とされております。

裏面をご覧ください。

これは本年度の予算見積書作成資料から抜粋したのですが、実際の予算額は附属機関の会長職が2万円以内、副会長職が1万8,000円以内、一般が7,500円以内とされております。

なお、参考までに講演会、講座における報償費についても記載いたしております。

次の資料でございますが、既に報告いたしましたが、目黒区においては謝礼金も規定がございます。その根拠条文をお付けしました。条文の第4条に、1日当たり1万8,000円以内の謝礼金を支払うことができる旨定められております。

それから、本件につきましても、総務部に情報提供させていただいております。この条例は、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局において関係人の出頭を認めたとくにも適用されます。したがって、本委員会の動向については、両事務局そして本条例を所管する総務部総務課にも報告をさせていただきました。

その結果、総務部からは、もし区議会において何らかの改正をするのであれば、執行機関においても同時期に同様の改正を行いたい旨の意向が示されております。また、補正予算提出についても調整したいとのことございました。

以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明も踏まえて、順次、各会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

我々の会派では、まず今の条例の選挙管理委員会と監査委員のところから議会だけ取り出

して、新しい条例をつくる。名前はどうかは、後々考えるとして、基準としては墨田区の附属機関等に関する条例に準じた程度の基準で、報酬、報償費、謝礼金なのか、どういう名目になるかは少し研究が必要だと思ふんですけれども、その程度の謝礼金、報酬プラス副区長並みの、国家公務員の旅費に関する法律で定める日当、宿泊料、食卓料などの基準に合わせた新設条例をつくるべきであるということでもとまっております。

副座長（加納 進君）

私どももほぼ一緒です。附属機関の報酬に準じた額でよろしいかと思ひます。

附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例と同じように2万4,000円を超えない、この2万4,000円が妥当かどうかは別にして、支給することができる規定にして、細目は別紙として定めるのがよろしいんじゃないかと思ひます。

ちなみに、選挙管理委員会と監査委員事務局にも聞きましたけれども、過去参考人を呼んだ事例はないようなお話でした。仮に呼ぶとしたら住民監査請求とかあって、その道の専門家をお呼びするときに、学識経験者等をお呼びするケースが想定されるということなので、レベルとしては同じような感じかと思ひます。

ですから、改正になるのか、議会だけ取り出して新設条例にするのか、その辺の議論は別途あるかもしれませんが、金額を改定することに関しては賛成です。

委員（高柳東彦君）

条例の定め方については、墨田区議会として積極的にこういう公聴会開催だとか参考人質疑をやっていくのだという姿勢を示すという上で考えると、単独でやったほうがPRにもなるし、いいのかという気はしています。

あと金額についても、区の報償費、報酬に準じた金額でやはり謝礼は払うべきだろうと。ただ予算措置の中で報償費というのは、交通費を含んでいないでしょう。これ以外に交通費の実費分は当然負担する。

これは行政がやる講演会等だから、相場よりもかなり安く、半額ぐらいに抑えているんだろうけれども、大学教授を一般的に呼んで2時間の講義をしてもらおうとすると、最低5万ですね。それは墨田区議会の権威に免じて少し安くしてもらえるように。

委員（西村孝幸君）

おおむね皆さん方と一緒に。額についても附属機関の規定等を参考にしながらやっていくのがいいだろうと思ひますし、あとは報酬になるのか、謝礼になるのか、そのあたりは難しいところで、少し研究することになるかと思ひます。

一方で、裏面にあるように、例えば委員会でお招きしたときに委員長の差配の中で金額が決まるのか、ある程度ガイドラインというか、大枠が出ていますね。こういうのが一応はあったほうがいいのかという話が会派で出ました。

委員（堀よしあき君）

我が会派も皆さんとほぼ一緒ですけれども、先ほど共産党が言われたとおり、2万円というのは一般的に民間としては少し低い金額なので、そこは配慮しつつも墨田区議会の権威として、呼ぶからには実りある議論をするように議員も努力していく必要があると思います。

委員（渋田ちしゅう君）

おおむね皆さんと同じで、議会は議会で単独で条例をつくったほうがいいということと、あとは謝礼という言葉が条文化することについては、いろいろと区民の皆さんの見方があるので、もう少し考えた方がよろしいかと思います。

委員（大瀬康介君）

私は、現在、附属機関に関する規定があるので、これを準用して決めるべきだと思います。

委員（井上ノエミ君）

墨田区議会等の調査及び費用弁償条例は、議会に合うように改正して、1万円程度の日当を支給できるようにした方がよいと思います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

そうしますと、まず日当、宿泊料、食卓料については、副区長レベルということで合意が得られたこととなります。

それから、それ以外にプラスアルファということで、報償費なのか、報酬なのか議論がありますけれども、プラスアルファについては、執行機関における附属機関の委員の例に倣って設けるとということと、議会単独で条例を制定するという理解を私はしております。

座長（沖山 仁君）

そのようにまとめたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議いただきました内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきます。

なお、報告書の案文については、座長に一任願います。

座長（沖山 仁君）

次に、タブレット端末の配布（ペーパーレス化）につきまして、お手元に資料を配布しておりますので、その内容について事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

別紙2をご覧ください。

前回ご報告したとおり、23区でタブレット端末を導入している区は豊島区がございました。豊島区におけるタブレット端末の導入に係る資料を取り寄せましたので、配布させていただいております。

右下にページ番号が付点されておりますが、2ページ目には導入目的、方針、機能が書かれております。3ページ、4ページには導入経過、経費等が、そして5ページ以降導入までの流れ、研修、効果等がまとめられております。協議の参考にさせていただければと思います。

なお、資料はございませんが、江東区議会においても6月上旬に全議員にタブレット端末を配布し、2定の幹事長会で試行開始、運用方法等を検討する予定であるとの情報を得ております。

経費でございますが、タブレット端末購入に610万円、Wi-Fi環境整備に400万円、システム使用料、これは年間のランニング経費でございますが140万円と聞いております。

以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明も踏まえて、順次、各会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

我々の会派としては、それぞれの会派の判断で行うべきであるという結論でございます。

あとは、例えばペーパーレスに向かって、皆さんが希望したら、例えばクラウドのサーバーを借りるなど、そういったプラットフォームみたいなものをつくってもいいのですが、それは順次考えていけばいいことだと思いますので、一斉に導入するというよりは、それぞれの会派で、使う、使わないということは判断するべきであると結論を得ました。

委員（とも宣子君）

公明党としては、導入の方向で検討ができればと。ペーパーレス化ということで、直ちに全てを移行するというのは難しいと思うんですけども、できればコスト削減というところがしっかりできるような形で前向きに検討したいと思います。

副座長（加納 進君）

ちなみにいただいた資料の3ページに、印刷コスト、豊島区の例で言うと年間650万円。完全ペーパーレス化は不可能で、一部ペーパーレス化かなとは思いますが、豊島区は確か定数が36人かな。墨田区議会でもこれに近いぐらいのコストがかかっているんですか。217万枚。これが事実であれば、コスト削減という面では大きい。

あとは具体的に研修を皆さんでやって有効に活用できれば、時代の波から言っても導入するべきじゃないかと思いました。

委員（高柳東彦君）

前回はやはり費用対効果の問題だろうというお話をさせていただきました。それで資料を見ると、ペーパーレス化に向けて会議全てをペーパーレス会議に移行していくということですから、墨田区に当てはめた場合、豊島区のようにはなかなか難しいかと。だから改善できるどころ、例えば会議通知はほとんど見ないですね。見ないというか、事務局が一人ひとり配ってくれてもぱっと見て、もう脇に置いてしまう。事前に日程も大体分かっているのに、手帳に日程を書いた後から通知を持って来るわけだから、そういった点については改善できる部分があって、そういうのは徐々に改善をしていく。タブレット端末の導入については、一斉であっても、会派ごとの判断でもどちらでも現時点では構わないと思いますけれども、徐々に全員がタブレットを使って、ペーパーレス化の方向に少しずつ改善を図っていくということでもいいのかなという気がします。

委員（西村孝幸君）

この問題については、タブレットを入れて何をするのかという話だと思うんです。今のお話の中では資料のペーパーレスということで考えると、例えば、資料や予算書など、さまざまなものがこの中に組み込める。そういう資料等を送っていただければいいのではないかと考えています。結果として既に持たれている方が2台持つことになってしまうということにもなるので、それぞれのご自身の判断で持っている方に対して、必要なときに送っていただいて、結果省エネルギー化、ペーパーレス化が図れたらよいのではと思っています。

一方で、今度は事務局のマンパワーも少し考えたほうがいいだろう。今までは紙だけで済んだものが紙とデータで並走していく。今度は2段階になるわけですから、そうしますと可能であるならある程度目標を決めて、例えば移行期間的なものが設けられて、結果として最終的にはペーパーレスになる。そういう移行期間は必要だと思うんですが、そういったある程度の方向性というのは、いつまでもずっと並走でということでは多分ないのかと考えています。なので、基本的には前向きですけれども、32人全員に一斉にという形ではなくて、それぞれの事情に応じて配信するところでの工夫ということでよいのではないかと考えています。

委員（堀よしゆき君）

前回、調査研究目的なのか、ペーパーレス化なのかという議論があったと思うんですけれども、まさにそのとおりだと思っていて、どちらかが突出するというわけじゃないと思うんです。現状、自民党からもお話があったように、とりあえずは各会派の判断で調査研究の期

間を設けて、それが18期の終わりごろなのか、システム上も多分同じ端末を一斉に配ったほうが好ましいと思うので、18期の終わりごろには方向性を出して、可能であれば19期の冒頭に配布をするというような流れであってもいいのかというのが、我が会派の意見です。

委員（浜田ちしゅう君）

私はタブレットを全く使いこなしていないもので、個人的には今タブレットをもらっても困ってしまいます。ペーパーレスは賛成ですが、何かあったときにぱっとメモをするということができなくなるので、そこはどうするのか。マーキングもできないし。

私の場合、ペーパーレスの場合には、定期的に定例会前にまとめて買ったCDを事務局に渡して、それに資料を入れていただいているんです。そういうやり方もあるし、また皆さんの各家庭にパソコンがほとんどあるでしょうから、そこにデータを送っていただいたりもしているんで、それで十分可能、十分対応できるので、全員にタブレットを配布というのは時期尚早と思っています。私自身も含めてですね。

更に、私が気になるのは、私の知っている人が、まだ取扱いを決めていないうちに、議会にパソコンを入れている人がいらっちゃって、議会の本会議中に議場の中で音を出すことについては、少し協議する必要があるのかと。音は、きちんと何か申し合わせて考えたほうがいいと思います。持込みはいろいろとあって自由でいいと思いますが、音についてはやはり議会の品位に関わることなので、ある程度決めたほうが私はいいと思います。

委員（大瀬康介君）

私は、すぐにでも導入すべきだと思います。遅くなればなるほど、区がつくっている文書の印刷コストも莫大な金額になっていると思いますし、あとは印刷物を保管するとすごい場所を食うものですから、やはり電子的に保管するシステムに替えていくことだと思います。

また、別々の端末を使えばいいじゃないかということと言われた方もいらっしゃったのですが、別々の端末で怖いのが、やはり個別に持っている端末がウイルスや何かに汚染された場合、情報が流出してしまうおそれがある。これがやはり共同で購入していると、ウイルス管理が集中的に、資料にあるようにクラウドで監視する、クラウドに対して攻撃を加えられないような対策ができる。これを個人でやるというのは非常に不可能なので、そこも既に先を見てやるべきだと思います。

そしてまた使いこなせない方がいるというのも現実にあるかもしれないんですが、やはり時代はもう変わってきているので、学校のICT化で全ての小学生たちがこういうものを使いこなしている状況で、肝心の議員が使いこなせないとなってくると、やはりこれはもう時代についていけない。あるいは新しい時代の政治ができないということになってしまうと思うので、これはやはり速やかに導入すべきだと思います。

委員（井上ノエミ君）

タブレットの利用と配布ですが、これはもう当たり前の時代になっています。区側も資料

の電子化を急いで実施するべきです。また、タブレットの端末はどこでも個人が使用できるようにするべきです。

セキュリティ対策は専門の業者がいますから、業者に任せればよいと思います。

コストについては、タブレット代や個人の通信費、セキュリティのソフト代については、政務活動費を使用すればよいと思います。

会議中の撮影はシャッター音がしますから、当然禁止するべきです。録音については、映像配信することを考えると問題はないと思います。

発信については、別の話として議論する必要があると思います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

浜田委員から持込みについてのお話がありましたので補足でご説明させていただきますけれども、現在委員会室においてはタブレット等の端末の持込みは認められております。ただし、お話がありましたように、操作音が出ないようにするという条件があります。また、通話機能、録音機能、録画機能、情報発信機能は使用しないという制限がかけられているということでございます。本会議は認められておりませんので、委員会室だけということでございます。

委員（高柳東彦君）

いずれにしても導入するに当たっては予算措置が必要になるわけで、今聞いていても何か早急にはまとまりそうもないから引き続き検討ということでもいいんじゃないですか。

委員（佐藤 篤君）

自民党の会派の中でも出た議論ですけれども、ペーパーレス化の側面について不断なき努力をしていただきたい。理事者から、現に事務局を通じて資料を一部いただいておりますけれども、これを使うか使わないか、パソコンでも十分使えますという人はそれで私はいいと思うし、データのペーパーレス化の部分は必ずやってほしい。この点だけ合意したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

座長（沖山 仁君）

そうですね。ペーパーレス化の件につきましては、皆さん共通の認識をお持ちになっていることだと思います。

委員（浜田ちしゅう君）

そうすると、今、高柳委員がおっしゃったことですけれども、委員会の開会通知は、委員長印をしっかりと朱判で押しますでしょう。それが、やはり大事な公文書になりますので、ペーパーレスには反対はしませんが、その扱いについては、どうなるんですか。

委員（佐藤 篤君）

今のお話は恐らく開会通知などは、自治法などで配布することになっていて、ただ紙でいいのか、電子的記録でいいのかということは、多分取決めがないんですよ。それは、議会に

委ねられていると思うので、議会で決めれば、それでいい話だと思います。

副座長（加納 進君）

ペーパーレス化は順次進めて、いろいろな段階があるかと思うんですけれども、情報を発信する側として事務局の希望があれば言っていただきたい。例えば、会議通知とか、委員会資料とか、現在も恐らく電子データで提供している方もいらっしゃると思うんです。その場合は、メールに添付ファイルで送っているんですか。

区議会事務局次長（岐部靖文君）

今はメールです。例えば、当初予算書等の冊子になって容量が大きいものは、財政担当からデータでもらって、それを各会派にデータとして渡したりしてしまして、通常、委員会資料はメールで、それぞれ指定されたメールアドレスにお送りさせていただいています。

副座長（加納 進君）

それは、一人ひとりじゃなくて会派にまとめて送付されているのでしょうか。

区議会事務局次長（岐部靖文君）

会派です。

委員（高柳東彦君）

あまり好ましくないだろうけれども、「私は文書ください」、「私は文書要らないからデータで結構です」と、希望によって対応するというのは、議会運営として可能ですか。

区議会事務局次長（浜田将彰君）

私どもとしては、できれば統一をしていただいたほうがいいです。

委員（大瀬康介君）

私のアイデアですけれども、やはりどこかにアクセスすれば必要な情報はダウンロードできるというようにしてもらえると、一々メールで配信してもらうこともなくなるし、CDで配られたり、USBを持って行って入れてもらったりということも要らなくなる。やはり区の情報は本当に大切なので、どこかクラウドを借りて、そこに特定のキーワードとパスワードで入っていただいて、ダウンロードできるという状況にさせていただけるといいと思います。

委員（佐藤 篤君）

今新しいアイデアで、会派の中で取りまとめていませんけれども、おおむね賛成です。例えば、委員会資料として既に配布されるものについては、区民の共有の情報でもあるので、区議会のホームページにアップするというのも試行的にやって、もちろん紙と一定期間併存しますけれども、区議会のホームページに示すということは、区民の利益にもなるということもあって、その案は非常にいい案だと思います。ただ、資料はなく、議案だけではないでしょうか。

委員（加藤 拓君）

ほかの自治体について疑問ですけれども、例えば豊島区は全議員に貸与していますよね。

その場合、機械は持ち出し不可ですか。これ見ると、通信料、NTTと契約しているということは、多分、外でも使えると思うんですけども、その場合に当然、使用というのは自分の政治活動に使えるので、そうであるなら、それを全額、区費で端末を貸与、配布するというのには少し違和感があるんですけども。

区議会事務局長（浜田将彰君）

例えば、豊島区の資料7ページをご覧くださいと、自宅や議員控室で使えるような表現になっているんですね。

委員（大瀬康介君）

それに関しては、やはり公私を別にすべきだと思うんです。なぜかという、クリントンの問題があったでしょう。普通の公文書、普通のメールアドレスに送っちゃったと。政治家たるもの、そういった問題があってはいけない。まして、舛添さんのお金の使い方じゃないけれども、公私がごっちゃになるような使い方というのは、やはり納税者に対して、説明責任を果たせませんので、公私は別々にすべきだと思います。

委員（西村孝幸君）

今のいろいろなお話を伺いながら、一つはクラウドみたいなものにしていくのが、技術的に可能であれば、そこにみんながそれぞれの媒体から取りに行く、必要なときに取りに行く形が望ましいのかな。そのクラウドに乗せているセキュリティが近いかなというものもあるのと同時に、一方で区議会に資料の中でセキュリティを掛けなければいけない非公開情報が、どれだけあるのか。基本的には、公開して議論をするための資料であるという大前提に立つと、さっき言った逆に一步踏み出して、区民の方も閲覧できるようにホームページに貼り付けるということだってできるということで、現実的な今二つの案が出ているのかなと感じています。配布とは別に、資料の提供方法ということについて、少し事務局で研究していただいて、コストの面、手間の面などで可能であるならば、そういうところから始めてみる。私たちは取りに行くことが全く問題ないと思っています。そのあたりで一度研究していただいて、もう一遍その辺の結果を、次回提示していただくということはいかがでしょうか。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めて協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見の取りまとめをお願いします。

座長（沖山 仁君）

次に、具体的施策のうち、「長期的に検討して結論を出すもの」について、ご協議いただきます。

本件のうち、区議会ホームページの充実、議会報告会の実施及び議会モニター制度の3つの施策については、前回協議した結果、各会派に持ち帰り、改めてご協議願うこととしておりました。これまでの議論の流れとしては、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論していく中で、これらの施策も併せて検討するのか、又は本委員会で検討するのかを仕分けることとしておりました。ついては、そのような視点を踏まえて、各会派から意見を開陳願います。

それでは、まず、区議会ホームページの充実について、協議いたします。

本件は、仕分けの視点のほかに、区議会ホームページのどういう部分を充実したいか議論する必要があるという意見も出されておりましたので、それらを踏まえて、順次、各会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

我々の会派としては、区議会広報委員会の中で話し合っただけであればよろしいのかなという意見でまとまっております。現在のホームページの改善要求といたしましては、委員名簿にメールアドレスが載っていないので、希望者の方はメールアドレスも委員名簿のところに掲載してもらえるとありがたいということと、子ども向け、大体中学生程度に向けた区議会の紹介ページのようなものがあるとよろしいのではないかと。ほかの自治体でも、そういうページを公開しているところがありますので、議会というのを身近に感じてもらいたい。特に、我が区は中学生区議会もやっていますので、そういう機会があればいいのかなということで、現在のホームページに関しては、その2点の要望が出ました。それ以外に関しましては、広報委員会で話し合っただくべきものではないかということでございます。

委員（とも宣子君）

公明党会派としては、どこをどう変えるかということまで、会派内で議論が進まなくて、ただホームページそのものはまだ変更したばかりでありますので、もう少し検証する期間とものを設けて、区民の反応なども踏まえた上で、もう少し先に意見交換していくということが大事なことだと思います。

委員（高柳東彦君）

ホームページ問題は、議会改革の課題としてあまり時間掛けて議論してもしょうがないのかなと。日常不断に改善していくものでもあるし、加藤委員言われたように、広報委員会で必要があれば議論して改善に当たっていくということでもいいのではないかと思います。

委員（西村孝幸君）

今、皆さん言われたとおり、特にホームページは議論をして結論を出して「さあ変えます

よ」というよりは、気付いたところからどんどん直していくというスタイルが多分望ましいだろうと思っています。技術も進歩していますし、いろいろなことが出てくるという部分が1点。もう一つは区報やホームページ、その他の広報媒体も使うかといったメディアミックスみたいなのも含めて、どう広報していくかというのは、広報委員会でお話をいただければと思っています。

委員（堀よしあき君）

我が会派としても、広報委員会で議論していただければと思います。よりベターといいですか、ベストを目指してベターを繰り返していく作業だと思いますので、それを適時行っていただきたいのと、先ほど自民党もおっしゃったように、やはり中学生や子どもに向けたコーナーというのを設けるべきだと思いますし、また別途、用語集といいですか、陳情や請願というのは、こういうものなんだよという、分かりやすいコーナーがあってもいいのかなと思っています。

委員（浜田ちしゅう君）

「この議員はどんな人かな」と、多分そういう趣旨でホームページを見に行くと思うので、そこへできればメールアドレスメールを載せて、また個人ホームページを持っている議員もほとんどなので、個人のホームページにリンクするという可能性もあるんですが、そこぐらい私はいいのかなというふうに思います。

委員（大瀬康介君）

私からは、区議会ホームページに議事録的なものを早く載せてあげたほうがいいと思います。委員会等の議事録も早く載せて、議会で何を話し合われているか、実際に知りたい人は結構いるわけで、その方も調べているんですね。だから、その人たちに伝える必要があるんじゃないかなと思います。だから、議事の内容等をできるだけ速やかに知らせてほしいなと思います。

委員（井上ノエミ君）

ホームページについては、情報発信が多いほうがよいと思いますので、区議会議員のフェイスブックを開設したほうがよいと思います。また、ホームページやフェイスブックはスマートフォンでも見られるようにする必要があります。

委員（加藤 拓君）

先ほど、浜田委員から個人のホームページのリンクをしてほしいという意見があったと思うのですが、個人のホームページのリンクについては、恐らく前期の各派交渉会で会派のホームページのリンクを貼ることにとどめるということが決定されていたと思うので、そのあたりのことはご確認いただきたいと思います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

前回、会議録検索システム上の会議録データの保存期限についてのご質問がありました。

まず、会議録ですが、平成11年からの会議録を掲載しておりますけれども、これについては特段契約上の上限はございませんでした。

映像配信は平成21年第2回定例会から本会議、平成25年10月から予算・決算特別委員会について映像配信を行っておりますが、契約上は一応4年間とされております。ただし、データの削除は区と業者、両者協議の上で行うとされておまして、業者からは現在のところ、削除するとの連絡はございませんので、当初からの映像配信が現在も見られるという状況でございました。

座長（沖山 仁君）

先ほどの、加藤委員と渋田委員の意見に対しては、事務局で調べてください。

ただ今の議論では、ほとんどの会派の皆さんが広報委員会で取り扱うほうがいいのではないかとのことですが、いかがでしょうか

区議会事務局長（浜田将彰君）

昨年7月3日の広報委員会の記録によりますと、従来どおり交渉会派についてのみリンクを設定することを決定したものでございます。

座長（沖山 仁君）

従来どおりで、よろしいですかね。

副座長（加納 進君）

基本的には、議会報、あるいはホームページについては広報委員会で協議していただいていると思います。それで、議会改革検討委員会の中で、そういう場面があれば申し上げようと思っていたのですが、現在では広報委員会を特別委員会にしているところも増えてきているんですね。墨田区議会の場合は、交渉会派の各メンバーが広報委員になっていますけれども、別途選出をして少数会派も含めて参加してもらっているという議会も増えていますので、今後、検討の中で、そのことも視野に入れていただきたいなと思っています。

区議会事務局長（浜田将彰君）

今、説明不足でございましたけれども、このときは選挙がございまして、選挙期間中については、会派のリンクを休止するという取扱いとしておりました。それを再開するに当たって、従来どおり会派だけにするのか、それとも個人のホームページについてもリンクを貼るのかという議論の中で、従来どおり会派についてのリンクを貼るということで、了承されたということでございます。

座長（沖山 仁君）

今の局長のとおりでございまして、了解していただくということでよろしいですか。

委員（渋田ちしゅう君）

そうすると、少数会派三つあるんですけれども、それはどういう扱いになるのか。

委員（佐藤 篤君）

個人ではなくて、会派へのリンクですね。

委員（渋田ちしゅう君）

交渉会派ということですね。了解です。

座長（沖山 仁君）

それでは、加納委員の考え方も含めまして、広報委員会はいろいろなあり方を、これからも協議、検討していきたいと思います。ご協議いただきました内容に基づきましては、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきます。

なお、報告書の案文については、座長に一任願います。

座長（沖山 仁君）

次に、議会報告会の実施について、順次、各会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

我々の会派といたしましては、議会報告会の実施の有無を含めて、区民への情報発信という観点から、この先の特別委員会等で話し合うべき議題であるという結論に達しております。

委員（とも宣子君）

我が会派も、視察を通じて調査してきた例を踏まえて、議会報告会という形式的なものはあまり必要ないのではないかなと思います。ただ、例えば出前のように議論をできるだけ多くの区民に見ていただくという努力が大事ということで、議会の休日、夜間実施等も踏まえた積極的なアプローチは大事なことではないかと思います。ただ、そういったことや、区民との意見交換会という双方向の議論の場を設けている議会もありますので、実際には議会基本条例の制定に向けた今後特別委員会が実施されていく、その検討に合わせてもう少し情報収集、調査・研究をして結論を出すというのがいいのではないかと思います。

委員（高柳東彦君）

前日も述べましたけれども、より開かれた今後の議会のあり方を議論していく中で、併せて議論していけばいいんじゃないかと思っています。

委員（西村孝幸君）

議会報告会を何件か見せていただきましたけれども、やはり試行錯誤している中でなかなかうまくいっていない部分があるのも事実だと思います。方向としては、開かれた議会、また議会のことを区民の皆さんに知っていただくという方向では、とも委員が言われましたように、やはり出前や夜間に本来の議会を見ていただく。それぞれの議員の主張もあって、そういう議論をしていく中での意思決定のプロセスみたいなものを、ちゃんと見ていただくほうがよいのではないかと思います。決まったことを報告するのではなくて、その過程が議会は大事だと思っているんですね。ですので、そこをきちんと見ていただけるような方向で、区民の皆さんにできるだけ会議に来ていただきやすい状況をつくっていくというような方向性で考えております。

委員（堀よしあき君）

私も皆さんとほぼ一緒に、やはりとも委員も今おっしゃっていましたが、双方向というのはすごく大切だと思っております。単に報告会を実施したというだけでは意味がないと思っております。そういうことも含めて、ほかの自治体の例も参考にしつつ、今後検討していくのがいいのかなと思っております。

委員（浜田ちしゅう君）

私も同感で、議会報告会は私もあっちこっちの話を聞くけれども「何かつまらないよ」という声ははっきり言うと多いんです。いろいろな会派がいても、議会で決まったこと言って、

自分の会派の意見を言わないんだから、つまらないですよ。だったら、実際に議会へ行って、いろいろな会派のそれぞれの委員の質疑を見たほうがいいと思います。ですから、議会報告会はあまり意味ないと私は、ほかの自治体を見て思いました。

委員（大瀬康介君）

私は前回も、お話ししたとおり、議会で我々がやっていることは膨大な量をこなしているわけで、やはり報告するというのは無理だと思います。ですので、報告会という名前ではなくて、区民の声を聞く会というのを設けて、広く区民から議会に対して、どのような印象、不満があるのかというのを吸い上げるような場をつくるべきだと思います。

委員（井上ノエミ君）

議会報告会ですが、定例会の経過と、どのような構成で結果が出たのか。つまり、賛成した会派は、どのような理由で賛成したのか、反対した会派は、なぜ反対したのか理由を説明する機会が必要です。

また、定例会の議案だけでもたくさんありますから、テーマの意見交換までは時間がないと思います。理想的には、定例会ごとにやるべきですが、とりあえずは年1回予算又は決算特別委員会の後にやるのがいいと思います。

座長（沖山 仁君）

結果的には、各会派の皆さんがほとんど同じような考え方でございますので、ただいまご協議いただきました内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきたいと思いますが、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

では、報告書の案文については、座長に一任願います。

座長（沖山 仁君）

次に、議会モニター制度について、順次、会派から意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

議会モニター制度についても、先ほどいろいろとお話も出ていましたが、出前議会が住民の方から意見を聞く場所のようなので出前議会や、休日、夜間に議会を開くことも含めて、区民への情報発信、区民ニーズの把握といった項目で議会基本条例の検討の中で話し合っていくべき課題であると考えております。

委員（とも宣子君）

我が会派としても、今の意見とほぼ全く同じでございます。客観的、建設的な意見を集約するという形では、こういった制度も大事ですけれども、その方法については、今後の議会基本条例の協議の中で、併せて結論を出していくのがいいだろうと思います。

委員（高柳東彦君）

議会報告会と同じような取扱いでいいんじゃないかなと思います。

委員（西村孝幸君）

皆さんと同じで、誰かを選んでモニターになっていただくというよりは、区民の皆さんみんなが議会のモニターであってほしいという思いがありますので、そういったスタンスでアクションを起こしていくという方向が、よろしいのではないかと考えております。

委員（堀よしあき君）

私も皆さんの意見とほぼ一緒に、やはり大切なのは区民の皆さんが政治に参加することだと思います。このモニター制度を問わず、幅広くいろいろな可能性を探っていくようなイメージじゃないかなと思います。

委員（渋田ちしゅう君）

これは私の意見も、まだまとまっておりません。

委員（大瀬康介君）

モニター制度は意外に効果がないのではないかと私は考えますので、これは不要かなと。それよりも、やはり区民の声を聞く会をつくったほうがいいと思います。

委員（井上ノエミ君）

議会モニターとして、区民に議会に来てもらう、見てもらうことが大事だと思います。例えば、公募で10人ぐらい募集して、また町会やさまざまな団体から10人程度推薦してもらう。そして、定例会と委員会を傍聴してもらう。そして、最後に議員との意見交換をしてはどうでしょうか。

委員（渋田ちしゅう君）

正直言って、特定の支持者がもう決まっているから、やり方によっては言うことが決まっているし、私の言いたいのは、そういうところです。モニターの選び方によっては、意見が

偏って、あまり意味がなくなっちゃうかと思います。

委員（佐藤 篤君）

この議論は、今後、例えば特別委員会であれば特別委員会で議論するかしないかだけの仕分けですので、洪田委員の意見も含めて、それは今後議論すべきということで、取りまとめでよろしいのではないですか。

座長（沖山 仁君）

それで、特別委員会で議論をしてもらうということで、私は考えています。それで、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議いただきました内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきます。

なお、報告書の案文については、座長に一任願います。

座長（沖山 仁君）

次に、具体的施策の長期的に検討して結論を出すもののうち、5月の検討事項であります議会の審査・調査機能の充実・強化、監視機関としての機能強化及び議会図書室のあり方について、順次、協議いただきます。

これらの施策につきましては、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論をしていく中で、これらの施策も併せて検討するのか、又は本委員会で検討するのかを仕分ける前提として、本日の委員会で論点を整理し、それを各会派に持ち帰った上で、次回改めて協議する予定としております。ついては、そのような視点を踏まえまして、ご協議願います。

まず、議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化についてですが、この二つの施策については、論点が密接に関係していることから、併せて協議をすることといたします。

それでは、お手元に資料を配布しておりますので、その内容につきまして、事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

お手元の資料をご覧ください。

前期、第17期の本委員会報告書の中で、議会の審査・調査機能の充実・強化について、まとめられておりますので、読み上げさせていただきます。

二元代表制の趣旨を踏まえた議会権能の強化を図るためには、議会の審査・調査機能の充実・強化が必要である。区長の専決処分を可能な限りなくし、議会が今まで以上に執行機関に対するチェック機能を果たしていくための「会期の見直し（通年議会等）」、執行機関からの提案や報告に対する質疑だけでなく議員相互間の自由討議を拡大し、議会の議員同士が活発に議論していく場としていくための「議員間討議の仕組みづくり」のほか、「議決事件の拡大」や「予算・決算審査方法の見直し（常任委員会化等）」の検討が考えられるということでございます。

なお、監視機関としての機能強化については、前期、17期の本委員会報告書の中には、特段具体的な記述はございませんでした。

以上でございます。

座長（沖山 仁君）

なお、今後のスケジュールの自民党案には、監視機関としての機能強化の課題として、文書質問制度の採用（国における質問主意書）が挙げられております。また、次の協議事項である議会図書室のあり方の課題とされている専門的知見の活用（附属機関の設置）については、議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化に係る課題でございますので、本協議の中で取り扱うことといたします。

それらの点も踏まえて、具体的課題の抽出を中心に、ご意見を承りたいと存じます。

それでは、何かご意見はありませんか。

委員（加藤 拓君）

自民党案の年間計画表にはいろいろ項目が書いてあって、先ほど浜田事務局長もおっしゃっていただいたのですが、この中では議決事件の拡大、予算・決算審査方法の見直し、通年議会の検討、事務局法制部門の強化、議員間の自由討議の拡大、委員間討議の仕組みづくり、あと前回報告書には載っていなかったんですけども、委員会の提案条例のあり方など、そのようなことが論点になるのかなと思います。監視機関としての機能強化では、文書質問制度の質問主意書など、こういったことも含めて、少し整理して議会審査・調査機能の充実・強化と監視機関としての機能強化の論点とすることを考えていきたいと思います。

副座長（加納 進君）

議会の機能をどう強化、あるいは充実するかという、大きな目的に対する手段ですね。二元代表制と言われながらも、現実的に首長の権限が強いと逆に言われている部分の中で、議会の役割をどう果たしていくかという、一番大きな課題だと思います。ここ10年ぐらいの間に地方自治法が何回か改正して、各議会が決めればできることがなかなか実現してこなかったんですけども、会期の見直し、議決事件の拡大、そういうことが今回いよいよ議論の俎上に入る運びになりました。非常に大きなテーマなので、議会の機能を拡大するためにどういう手段を使うか、あれもこれもと、ここに書いてあること全て採用できればいいのかもしれませんが、直ちに進めていくというのは難しいかもしれない。ただ、議会基本条例の中に、条文では少し表現としてやわらかな表現、アバウトな表現になるかもしれないですけども、具体的には要綱などで定める。議決事件の拡大など、条例に盛り込まなくてはいけないものと、盛り込まなくてもいいもの、今からでもやろうと思えばできることもあると思うので、その辺うまく仕分けしながら、議論を進めていっていただきたいと思います。

具体的には、やはり最終的には議会基本条例の条文を検討する中で、これはかなり重たい問題なので、分科会や小委員会をつくって、少人数で検討していくほうがいいのかと思います。

更に言うと、先ほどの区民への情報発信や区民ニーズの把握の項目にも出ていましたけれども、一問一答方式の導入、首長側の反問権の付与、その他区民との意見交換なども、全ての機能の強化にもつながりますし、議会の機能、権能の強化にもつながるので、これ非常に重たい課題なので、もう少し次回までに整理していきたいなと思います。

委員（大瀬康介君）

私は、この自民党案の中の専門的知見の活用で附属機関の設置というのが、非常に必要だと思います。それはなぜかということ、例えば今までの再開発事業は、もうお役人にお任せの状態が出てくるものを審議することがほとんどです。例えば、ひきふね図書館やビルの問題

でも、それが住民の生活や経済にどの程度影響を与えるかということ、やはり客観的に第三者に調べてもらって事前に把握する必要があると思います。

それと、今、大学誘致として置いておかれている土地は1万8,000平方メートルと言われているんですね。17年間放置されていると、どの程度の経済のマイナスがあったのか。あるいは、すみだ中小企業センターが今度閉鎖ということになると、どの程度の影響が出てくるのかということ、専門的知見を持った人たちに推計してもらう必要があると思っています。今までのやり方だと、もう行政のお役人が決めて、それでこのとおりだと。すみだ北斎美術館の入場者数も、大体この程度の予想だと出てくるんですけども、それをやはり議会として検証する必要があるのではないかと思いますので、是非ともそうした第三者機関を持つことによって、その行政の二つの面を補足する意味でできないかということを考えています。

委員（浜田ちしゅう君）

この中の質問主意書ですが、本当に大賛成で是非やってほしいと思います。私は、13年前に春日部市議会で活動した際に、衆議院秘書の経験があったものだから、それを見て文書を提出したんですよ。そうしたら「地方はそういうのはありませんから」で終わってしまって、国会議員と地方議員の違いをまざまざと感じたんですね。この制度というのは、特に議員それぞれの1議席が重いということ、証言する一番いいものですよね。選挙でそれぞれの票を獲得して議席に座っている、いただいた票を背負っているという思いがあるんですね。

私としては衆議院の秘書を経験しているので、質問主意書は国会議員が一議員として出して、それを閣議決定をして答弁書として、すぐ議員に出すんですね。非常にすばらしいもので、私はそういう趣旨で考えています。当然、墨田区で当てはめれば墨田区の庁議で回答として決定して、区長の名前で答弁するものだと私は思っていますが。一応、東京都議会では、質問主意書のような制度があるので、どういう制度なのか共通の認識とする。それぞれの認識が違っていると、その先の議論が成り立たないと思うので、それについて聞きたいのですが、いかがですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

私どもも、この件については調査しておりますので、ご報告いたします。

議会における議論は言論によるものが原則となっております。したがって、質問は口頭によることが原則ということでございます。ただし、質問者が多数に上る場合等、口頭による質問を補完する意味で、会議規則に根拠となる条文の規定をして、この文書質問を規定している自治体がほとんどでございます。

東京都議会においては、会議規則の中で条文が定めてございます。それを読み上げさせていただきます。

「議員は、会期中執行機関等に対し文書で質問することができる。前項の質問は、簡明な趣意書を議長に提出しなければならない。質問趣意書は、議長が答弁書提出の期日を指定し

て執行機関等に送付する。議長は、質問趣意書及び答弁書を各議員に配布する」という内容でございます。

平成26年第1回定例会における資料を入手しておりますけれども、7人の議員から文書質問が出されておりました、知事から議長宛てに答弁書の送付があったということで、会議録の中に、そういった記録が残されているところでございます。

委員（渋田ちしゅう君）

これが基本的な質問主意書の形だという共通認識といった視点からスタートしたほうがいいかなと思います。そこが違つと、この先の議論の仕方が全然違つのかなと思います。

委員（加藤 拓君）

今回は中身について、この場でお話するわけではなくて、この項目について、仕分け、次回に課題を整理する。「課題としては、こういったものがありますよ」ということで理解すればよろしいのではないかと思います。

座長（沖山 仁君）

加藤委員がお話ししたとおりと考えておりますので、課題の整理までといたします。

委員（西村孝幸君）

先ほど加納委員もおっしゃったように、これはかなり重たい話が入っているわけですから、来月だけではなくて、これは議論をずっと深めていきながら、特別委員会を設置して議会基本条例まで含めて、長い時間を掛けながらきちんと議論をしていく必要があるかなと思います。それぞれに多分、長短があると思うんですね。それぞれの制度に対して、そういったものをきちんと整理して、共通理解をした上で進めていくほうがよろしいのではないかと考えております。

委員（佐藤 篤君）

今、西村委員のおっしゃったとおりですけれども、前回の仕分けとして、結局期限を決めましょうという話になりましたので、自民答案では5月、6月に、この部分をやつて、次にその報告として仕分けるんですね。議論するかしないかという仕分けを淡々とやつていくということは、前回、合意しましたので、宿題というのは基本的にないほうがいいと思うんです。今回の仕分けですけれども、次の回では議会の審査・調査機能の充実・強化、監視機関としての機能強化、議会図書室のあり方については、議論するかしないか必ず結論を出すということにしないと、スケジュールが進まない。これは議論しようかな、しないかなというときには、議論するという方向にしていただければ、秋以降に実質的な議論することになるわけですから、そのように考えていただければいいんじゃないかと思います。

委員（高柳東彦君）

これは大変重要で中心的な課題なので、十分に時間とつて議論する必要があると思うんですが、例えば一つは通年議会については、荒川区をはじめ、いろいろなところでやり始めて

いるから、それぞれメリット・デメリットというのは、かなり出てきているんだろうと思うんですよね。通年という捉え方も、本当にまるっきり国会のように1会期ということで見ると、それとも一応、いつでも開けるよというだけで、その中で4回の定例会というように割り振ってやっているところもあるだろうし、その辺のところを事務局のほうで、資料として調べて出してもらえるとありがたいなと思いますよね。

あと、本会議の一問一答方式は、前期、前々期と議論して、現行どおりとなっているんだけど、私は地方議会だから、本当に議論を深めるといった点では、墨田区議会でも一問一答もいいのではないかと考えていますし、それ以外の問題についても、今後、時間を掛けて検討したほうがいいと思います。それを今期の例えば今年いっぱいの議会改革検討委員会の中でやるのか、この先の議会基本条例の制定含めた根本的な議論を特別委員会で議論しようという場に譲るのかは、どちらでもいいと思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見の取りまとめをお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、議会図書室のあり方について、ご協議願います。

具体的課題の抽出を中心に、ご意見を承りたいと存じます。

何か、ご意見はありませんか。

委員（加藤 拓君）

議会図書室のあり方、機能の充実といったことに関しては、この先の議会基本条例の中で図書室についても位置付けることになると思いますので、その場で議論するべきだと思いますが、図書館条例も改正しましたので、今すぐ何かできることがあるかということは、別立て考えていただくということがいいのかなと思っています。

副座長（加納 進君）

議会基本条例で議会図書室の項目というのは、必ず入ってくるわけですね。基本的には、充実・強化を図るみたいな、条例というのはそういう文言なので、具体的にどうするかというのは、別途検討しなくてはいけないと思うんですけども、参考になる例として、理想と現実を見れば理想はものすごく高いんだと思うんです。ところが、現実はものすごく低いというのが実態ではないかなと思います。

参考になるかどうか分かりませんが、本来であれば国会図書館のような機能があれば一番いいのかなと思います。これは、議会事務局の充実とも関連してくるんですけども、例えば私たち議員の要求を予測して、自発的に関連資料の収集、分類、分析、翻訳、編集等の準備をし、資料を提供する。だから議員の補佐ですよ。司書を置いていただくことができれば一番いいのかなと思います。一方、国会図書館法では細かく規定されているんですけども、地方自治法では100条の19と20の2項目でしかないんですね。官報とか、広報とか、国から送付されたものを保管しておかなければならないということで、これではまるっきり倉庫ですよ。

次のところでは、議会図書室は一般にこれを利用させることができる。一般開放も可能なぐらい、資料も蔵書も含めて、充実させることが可能なのですが、一般の区民に開放させるとなると、コピーの機能を持たせるためには、司書を置かなくてはならないですよ。そういうような限りなく高望みをしたら、予算措置も含めて大変なんですけれども、議会事務局の充実と絡めて、議会の政策立案の法務的な役割を含めて、少しでも政策立案の強化に資するような体制に持っていければいいという希望を持っています。

今の国会図書館法の国会図書館の規定を是非参考にさせていただければと思いますので、述べさせていただきます。

委員（高柳東彦君）

一言で言ってしまうと、議員が行きたくなる、議員が図書室へ行けば政策立案活動がどんどん進むような、そういう機能があれば一番いいと思うんですけども、あまり利用していない

でしょう。図書室も電気は薄暗くて、中見ても誰もいないみたいな感じで、今インターネットでいろいろ調べられたりもしますから、そういう中で、どれだけ本当に議員が足を運びたくなるような機能を持たせた図書室をつくれるのかということだと思っただけですね。

以前、私は、かなり基礎的な地方自治法関係、議会運営関係、あとは全国でどういう施策やっているのかという、視察のときだけではなくて全国の資料がありましたから、そういったものをよく見に行ったりしていました。それで、この本をあの人が読んでいるんだ、この人が読んでいるんだと、先輩の議員は今よりも図書室を利用していたと思うんですよ。貸出しのところに名前がいろいろ出ていますよ。だから、我々がもっと利用することを前提にして、本当に利用したくなるような図書室にするには、どうしたらいいのかなというあたりを検討したらいいんじゃないかなと思います。

委員（大瀬康介君）

図書室には、実は議員になる前に情報公開でよく行ってたんです。議員になってから使わないというのは、行ってもいい本がないんですよ。少なくとも、どういう蔵書があるのかというリストがあればいいんでしょうけれども、それもどこにあるのか分からないという状態で。あとはやはり実際に調べ物はインターネットを使ってしまうということと、もっと電子化された議会図書館があったほうがいいんじゃないかなと思います。電子化したものがあれば、そこからまたデータを拾ってきて、いろいろな活用もできるんで、そういうようにしていただけたら助かります。

委員（西村孝幸君）

お話を伺っていて、全くそのとおりだと思います。理想はどこまで行っても高い、それにはコストも掛かるとなると現実なかなか厳しいという中で、必要な本を見つけたものについては政務活動費の中で多分自分で買っているとなると、例えば自分が気付かなかったものが図書室にあるかもしれない、あそこに行くと違う資料があるかもしれない、自分の知らないものがあるかもしれない。そのような環境ができると、活用しようというインセンティブというか、動機付けになるんだと思うんですね。そのあたりをどのように、それこそ専門性を持った人が「議会の審議に資するような本で、こういったものもありますよ」と提供していただけるような環境づくりを、どうしたらあらかじめ決められた予算の範囲の中で実現できるか、現実的なところを議会図書室については考えていくということも大事だと思います。理想は高く持って、きっと基本条例にも書き込み充実を図るんでしょうけれども、まずはやれるところはどこだろうと。そして、それで利用率が上がっているのかも見ながら、次に何が必要なんだろうというところを、繰返し議論していく必要があると思うんです。ここについては、割と最初の導入で議論がしやすい部分かなとは感じております。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見

の取りまとめをお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、次回の協議事項でございますが、本日、協議がまとまりませんでしたタブレット端末の配布（ペーパーレス化）につきましては、各会派から意見開陳後、改めて協議をいただきます。

また、本日、各会派に持ち帰りとした議会の審査・調査機能の充実・強化、監視機関としての機能強化、議会図書室のあり方については、主に仕分けの視点で各会派から意見開陳をいただいた後、改めて協議をいただきます。

次に、今後の検討スケジュールの自民党案に示されております6月の内容に従い、効果的で効率的な議会運営及びその他の課題につきまして、論点整理を中心に協議いただくこととなりますが、何かご意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、そのように取り扱うことといたします。

本日の協議事項につきましては、以上でございます。

座長（沖山 仁君）

次に、次回の開会日時についてであります。いかがいたしましょうか。

座長案としましては、6月10日午後1時半と考えておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、次回は6月10日金曜日、午後1時半から開会することといたします。

なお、改めて開会通知はいたしませんので、さようご承知おき願います。

ほかに何か、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

以上で、第6回議会改革検討委員会を閉会いたします。

午後4時23分閉会